

福祉サービス 苦情解決制度のご案内

児童や障がいのある方、高齢者などに対して、在宅や福祉施設で提供される福祉サービスの苦情についての相談をお受けします。

福岡県運営適正化委員会 受付からの流れ

① 相談

苦情の内容について伺います。 ※相談の受付方法（電話・手紙・面接）



② 事情調査

相談者、事業者の同意を得たうえで事業者に苦情内容を通知し、事実確認のための調査を行います。



③ 解決方法の決定

福岡県運営適正化委員会で解決方法を検討します。

- ① 相談者に対する助言や、事業者に対して申し入れを行います。
- ② 申出人と事業者の話し合いに立ち会い、解決方法を提案することもできます。
- ③ 虐待や法令違反などは、すみやかに福岡県知事等に連絡します。

福岡県運営適正化委員会事務局（社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会）

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ6階（西棟）

TEL 092-915-3511 FAX 092-584-3790

秘密厳守 相談無料

相談日 平日 月曜日～金曜日
相談時間 9:00～17:00

※担当者が他の相談対応等で不在の場合があります。

面接を希望される場合は、あらかじめお電話ください。

ホームページ <http://fsw.or.jp/jigyo/soudan/soudan-kujyo.html>

